

新公審査答申（情）第37号
令和8年7月3日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和5年3月3日付け、新観第343号によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年10月25日付け、第446号の2により行った一部公開決定により非公開とした部分のうち、別表の「非公開が妥当な部分」を非公開とした判断は妥当であるが、その余については非公開理由が認められないため公開すべきである。

第2 審査請求の経過

1 行政文書の公開請求

令和4年10月12日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「市長への手紙」で公開されている「ロシアによるウクライナ侵略について（受付日：令和4年2月28日、回答日：3月29日）」（以下「本件手紙」という。）の国際課の決裁文書（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和4年10月25日、実施機関は、本件請求に係る対象文書を、本件手紙についての回答案を、市長への手紙制度所管課へ送付するために起案した決裁文書及びその添付文書である回答案（以下「本件対象文書」という。）と特定し、そのうち一部が、条例第6条第2号及び第6号に該当するとして一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年10月31日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和5年3月3日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和5年 3月 3日	諮問書受理
令和8年 4月23日	審査会開催（第1回）
令和8年 5月27日	審査会開催（第2回）
令和8年 6月30日	審査会開催（第3回）

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

一部公開された文書は請求された文書であることの表示が確認できない。

請求した文書の内容は既に公表されている。

市が、個人が特定される部分を非公開にしたうえで公表しているのだから、公表している部分を非公開にするのはおかしい。

実際の手紙の内容と、ホームページで公表している内容は違うものなのか。内容が同じなのであれば、同じように公開すべきなのではないか。

見出しや内容は既に公表されているもの。それを隠すということはそこに理由があるということ。その理由は個人情報の特定ではないだろう。市の都合の良いように趣旨を変えて公表しているのではないかと不信に思う。

広聴相談課の取り扱いに準じとは何を指すのか。

条例に基づいての情報公開であり、条例のどの規定に基づくものなのか。

個人が特定されない部分は全くないのか。全て個人情報なのか。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

条例第6条第2号に基づいている。特定の個人が識別できる情報であることとなるものに該当すると考えている。

見出しも含め個人を特定できる情報と考えている。市長への手紙に記載されているのは思想や主張も含まれており、一貫した文書と考えている。特定の個人が識別できる情報の中に思想や信条、主張などが含まれており、思想や信条に該当すると考え、市長への手紙については公開しないこととしている。

市長への手紙は広聴相談課が所管している制度であり、市長への手紙に係る

事務の取扱いについては制度所管課である広聴相談課の取扱いに準じ、一部公開決定とした。広聴相談課は、市長への手紙は情報公開条例第6条第2号でいう特定の個人が識別できる情報であるとしているため、それと同様の判断をした。

ホームページで公開されている文書と、その過程で作成する差出人宛ての市長への手紙の回答を公開することは同義ではないと考え、公開できないと判断した。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が、本件対象文書の一部について条例第6条第2号及び第6号に該当するとして本件決定を行ったところ、審査請求人から、請求した文書の内容は既に市ホームページで公表されているにもかかわらず、請求対象文書であることが確認できない形で公開されたことを不服として申し立てられたものである。

口頭意見陳述において審査請求人が、既に公表している部分を非公開にするのはおかしいと主張していることに照らせば、本件審査請求は、本件対象文書の一部を非公開とした本件決定の取消しを求める趣旨であると解される。そこで、以下、本件決定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書に記録された情報の公表状況について

(1) 本件請求は、市ホームページ等において公表された本件手紙に関し、その内容に係る事務の所管課が当該手紙に回答する過程で作成した決裁文書について公開を求めるものである。

(2) 市長への手紙制度は、市政全般に関する意見、要望等を受け付け、市政運営の参考とするための広聴制度であり、「市長への手紙」事務取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、事務を所管する広聴相談課が受付し、必要に応じて市長等から回答するものとされている。

その内容の公表については、要領第7条において、『「市長への手紙」』は、回答したもののうち、差出人が了承したものについては、個人情報に配慮し、市政情報室、新潟市ホームページで公表することができる。」と規定しており、市ホームページにおいて、市長への手紙及びこれに対する回答を公表していることが確認できる。

(3) 実施機関は、本件対象文書のうち、別表の「非公開部分」に記録された情報について、条例第6条第2号及び第6号に該当するとして非公開とした。

当審査会において、本件対象文書と市ホームページに公表された内容を比較見分したところ、別表項番3から5までの非公開部分の記録内容については、本件対象文書に記載のある差出人の氏名を消去していることを除いては、公表された情報と実質的に同一の情報であることが認められた。

3 本件決定の妥当性について

(1) 条例第6条第2号該当性について

ア 条例第6条第2号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を非公開情報と規定し、同号ただし書はアからオまでに掲げる情報について、同号本文に該当する場合であっても非公開情報から除外されると定めている。

イ 本件対象文書は、特定の個人から提出のあった市長への手紙に回答する過程で作成された文書であり、文書全体として当該個人に関する情報であると認められる。

実施機関は、本件決定通知書の中で、本件対象文書中に、差出人の氏名や主張などが記録されており、公開することで特定の個人を識別できる可能性があるため、同号に該当すると述べている。しかし、実施機関は、非公開とした部分ごとの同号該当性を説明せず、総体的に市長への手紙制度を所管する広聴相談課の考え方に準じる旨を述べるにとどまっている。

これに対し審査請求人は、非公開とした情報全てが特定の個人を識別できる情報なのかと疑問を呈している。

そこで、当審査会において、本件対象文書を見分の上、非公開とされた部分ごとに同号該当性を検討する。

(ア) 別表項番1及び2について

当該部分には、市長への手紙を受理した際に1件ごとに付与される固有の番号（以下「受理番号」という。）が記録されていることが認められる。当審査会において、市長への手紙制度を所管する広聴相談課に対して確認したところ、受理番号から差出人個人を特定し得る情報は公表していないとのことであった。したがって、受理番号のみをもって特定の個人を識別することができるとは認められないことから、当該情報は同号本文に該当しない。

(イ) 別表項番3について

当該部分には、本件手紙の標題が記録されていることが認められる。当該標題は、国際情勢に関する公知の事実を示したものにすぎず、その記録から特定の個人を識別することができるとは認められないことから、当該情報は同号本文に該当しない。

(ウ) 別表項番4について

当該部分には、本件手紙の内容の要約が記録されていることが認められる。当該情報には、差出人の思想や信条、主張の一端が含まれると解することができるものの、これらは、実施機関が主張するような、これのみをもって特定の個人を識別できる情報には当たらない。実際に当該部分に記録された情

報を見ても、特定の個人を識別することができるものではなく、また、他の情報と照合することにより特定の個人を識別し得るものともいえない。したがって、当該情報は同号本文に該当しない。

(エ) 別表項番5について

当該部分には、本件手紙に対する市長からの回答案が記録されていることが認められる。このうち、差出人の姓が記録された部分2か所については、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

一方、その余の部分は、本件手紙に対する市の見解、対応状況及び今後の方針等を記録したものであり、特定の個人を識別することができるような情報は含まれていない。したがって、差出人の姓を除く部分は同号本文に該当しない。

(オ) 別表項番6について

当該部分は、差出人の氏名が記録されているものであり、当然に同号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

ウ これらのことから、別表に掲げる非公開部分の記録内容のうち、項番5の非公開部分に含まれる差出人の姓及び同6の非公開部分に記録された内容については同号に該当するものの、その余の部分は同号に該当するものとは認められない。

(2) 条例第6条第6号該当性について

ア 条例第6条第6号は「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」を非公開情報とし、同号カは「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を規定している。ここで「支障」の程度については、名目的なものではなく、実質的なものが必要であり、また、「おそれ」の程度についても、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 実施機関は、本件決定通知書において、市長への手紙は差出人個人宛に回答しており、非公開部分を公開することで、差出人との信頼関係を損ね、市長への手紙事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。したがって実施機関は、本件非公開部分が同号カに該当するとして非公開としたものと解される。

なお実施機関は、非公開部分のうちどの部分が同号に該当するのかを明示していないものの、既に公表されている情報について、なお同号を理由として非公開とすることの妥当性が争点であることから、市ホームページで公表されている別表項番3、4及び5の差出人の姓を除いた部分（以下「公表部分」とい

う。)について、同号該当性を検討する。

ウ 当審査会が実施機関に対し、当該「支障を及ぼすおそれ」の具体的内容について確認したところ、市ホームページへの公開については差出人の了承を得ているものの、他者からの情報公開請求による公開についてまだ了承を得ているものではないことから、差出人との信頼関係を損ねるおそれがあると判断したとの説明があった。しかし、公表部分については、既に差出人の同意を得て公にしているのであるから、これを本件請求に応じて公開することで、差出人との信頼関係を損ねるとの実施機関の主張は認め難く、同号該当性は否定せざるを得ない。

エ なお実施機関は、ホームページで公表することと、差出人宛の手紙の回答を公開することは同義でないため公開できないとも主張するが、公開非公開については、条例第6条本文に定めるとおり、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されているか否かで判断するものであり、この主張が非公開理由に当たらないことは明白である。

オ したがって、公表部分は、いずれも同号に該当しない。

(3) 以上のことから、別表の非公開部分のうち、「非公開が妥当な部分」欄に掲げる部分を除く部分は、公開すべきである。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1 部会)

委員 松永仁、委員 岩寄勝成、委員 菅原真優美

別表

項番	対象文書	非公開部分	非公開部分の記録内容	非公開が妥当な部分
1	起案用紙	件名の一部	受理番号	
2	回答案	本文の一部	同上	
3	回答案	差出人の標 題	市長への手紙の標題	
4	回答案	内容	市長への手紙の内容の 要約	
5	回答案	回答案	差出人への市長回答 文	本文のうち、2行目1 文字目から2文字及 び13行目39文字 目から2文字
6	回答案	宛名の一部	差出人の氏名	全て

※句読点、括弧等の記号も1文字として数える。